

◆ 適正配置に関する留意事項 ◆

環境の変化により、児童生徒の不安や動揺が最小限になるよう、事前に交流学習などを行い、新しい環境にスムーズに対応できるよう、児童生徒の学習面や心理面に配慮した対応を行います。

なお、通学距離が延びることで、児童生徒に大きな負担が掛からないよう、遠距離通学者には、スクールバス等の交通手段について検討するとともに、通学路の安全確保については、十分配慮していきます。

また、統合にあたり、新たに保護者の経済的負担が生じないよう、学校統合準備委員会（仮称）で検討していきます。

◆ 住民説明会の開催 ◆

次の日程で実施します。

期 日	時間（予定）	会 場
5月18日（水）	午後7時～	矢那瀬上郷集会所
5月20日（金）	午後7時～	中央公民館会議室
5月24日（火）	午後7時～	岩田高橋地区自治会集会所
5月26日（木）	午後7時～	樋口コミュニティ集会所
5月29日（日）	午後2時～	町役場3階大会議室



一小児童の様子



二小児童の様子

高校生等の電車通学定期券代の一部を補助しています

町では、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を目的とし、秩父鉄道を利用して高校等へ通学している方の通学定期券代の一部を補助しています。

補助対象者

- ・長瀬町に住民登録がある、高校生等の保護者（ただし、世帯員全員の町税等に滞納がない方）
- ※高校等…高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）に通学している生徒

補助金額

- ・秩父鉄道の定期券購入区間の6か月定期券代を基準とした1か月分の額の10%（10円未満切り捨て）に、購入月数を乗じた額

補助期間

- ・高校等へ入学後3年間を限度とします。
- なお、事情により通学定期券を使用しなくなった場合、補助金の返還対象になりますので、担当へ連絡し、返還手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ①申請書兼実績報告書 ②通学定期券の写し ③学生証の写し ④印鑑 ⑤申請者の口座番号等
- ※定期券を購入（更新）した場合は速やかに申請してください。
- ※ICカード定期券をご利用の際は、更新前の定期券データが上書きされてしまいますので、購入毎に定期券の写しを必ずとっておいてください。

提出先

教育委員会（役場3階）

その他

- ・申請書兼実績報告書は、町ホームページよりダウンロードするか、教育委員会で配布しています。

問合せ 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線305